

平成17年7月19日

ミシガン州・オハイオ州内
各日本語補習校代表者 殿

在デトロイト日本国総領事館
総領事 貞岡 義幸

在外教育施設の安全対策について（お願い）

日ごろ皆様には総領事館の業務につきまして格段の御理解及び御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先般、ロンドンにおいて地下鉄・バス連続爆破テロ事件が発生しましたが、ロンドンのみならず各地でテロや爆発事件が相次いでおり、特に、昨年9月ロシアの北オセチア共和国における現地校占拠事件、本年6月カンボジアのシアムリアップ州における国際学校立てこもり事件のように、学校を直接の標的とした事件も発生しております。

在留邦人の子弟は海外邦人コミュニティーにおけるぜい弱な部分であり、このようにテロ等の事件が頻発する状況においては、児童・生徒の安全に対する一層の配慮が必要になるものと思われます。既に皆様におかれましては、学校の安全確保について多大の努力を傾注されているところではありますが、この際、改めて、学校関係者、保護者、児童・生徒の安全対策意識の向上及び持続を図るため、下記の点について点検、確認等を実施してください。

各校はそろそろ夏休み期間に入ったところかと存じますが、8月末には、現地校では新学年が始まり、補習校には夏休みを過ごした児童・生徒が戻ってきます。新しい季節に向け、学校の安全対策をより確実かつ強固なものとしていただくようお願い申し上げます。

記

- 1 学校の警備を警備会社が行っている場合、警備会社の信頼性と個々の警備員の業務実施状況を確認してください。（カンボジアの国際学校の事件では、犯人グループに同校の元警備員が含まれていました。）

また、警備会社との契約を施設主が交わしている場合、上記の点について、施設主に対し注意喚起してください。

- 2 平常時から教職員及び児童・生徒に対する安全対策指導及び訓練を実施するとともに、安全対策項目を定期的に点検してください。（平常時における指導や訓練、定期的な点検は、危機意識を継続する上で重要です。「何か通常とは異なる様相がないか。」など、常に問題意識・危機意識を持つよう指導してください。）
- 3 不審者等に対する警戒に加え、不審な配達物や校内に置かれた不審物に対しても警戒心を向けるよう指導してください。また、不審物が発見された場合、現地警察当局へ迅速に通報がなされるよう、所要の体制を確認してください。
- 4 万一の場合、迅速かつ確実に連絡が行われるよう、緊急連絡網の整備及び更新をお願いします。